

図表1 国税庁による法人保険への通達の変遷

	保険種類	改定概要	根拠
1962(昭和37)年～	保険種類ごとに個別通達 ・ 集団定期・団体定期、定期・がん、成人病特約 等	全額損金を認める	直審(法)にて個別通達
1980(昭和55)年	—	法人契約の保険料取扱を明確化	直法2-15 (昭和55年12月25日)
	養老保険	福利厚生プラン(1/2TAX養老)	法人税基本通達9-3-4
	定期保険	保険料は原則全額損金	法人税基本通達9-3-5
	傷害特約等	災害疾病関係特約の保険料は全額損金	法人税基本通達9-3-6
1987(昭和62)年	長期平準定期保険	長期平準定期保険を定義 — 前払期間(当初6割)は1/2損金	直法2-2 (昭和62年6月16日) * 昭和62年7月1日以降適用(既・新契約とも)
1996(平成8)年	通増定期保険	通増定期保険を定義 — 全損・1/2・1/3・1/4損金	課法2-3 (平成8年8月4日) * 平成8年9月1日以降適用(既・新契約とも)
2001(平成13)年	無解約返戻金型定期保険	全額損金	法人税基本通達9-3-5
2002(平成14)年	通増定期保険	払済保険へ変更した場合の取扱いを明確化 — 払済変更時の原則洗替(解約と同一処理)	課法2-1 (平成14年2月15日) 法人税基本通達9-3-7の2
2006(平成18)年	長期傷害保険(終身保障型)	前払期間(当初7割)は1/4損金	—
2008(平成20)年	通増定期保険	全損・1/2・1/3・1/4損金の要件を厳格化	課法2-3 課審5-18 (平成20年2月28日) * 平成20年2月28日以降の新契約

	保険種類	改定概要	根拠
1975(昭和50)年	がん保険	保険料は全額損金	直審4-76 (昭和50年10月6日)
2001(平成13)年	がん・医療保険(終身保障型)	原則全額損金	課法4-100 (平成13年8月10日) * 平成13年9月1日以降適用 * 直審4-76廃止(既・新契約とも)
2012(平成24)年	がん保険(終身型)	前払期間(当初5割)は1/2損金	課法2-5 課審5-6 * 平成24年4月27日以降の新契約
2013(平成25)年	医療保険(無解約返戻金型)	全額損金	生命保険会社、各社個別に口頭回答 * 平成25年3月21日以降の新契約

規制の背景と新通達の詳細 編

新通達に至るまでの経緯を チェックしよう

保険アナリスト
西野隼

法人保険の新通達が出されるに至った経緯を、年表を交えながら振り返る。

法

人生保の課税については、1962年に集団定期保険について全額損金を認める通達(直審(法)35)が初めて出されている(図表1)。以後、1980年に基本通達が発達されるまでは、個別商品ごとに発達していた。特に、1971年に法人会の「経営者大型保障制度」について全額損金を容認する通達が発達されたことで、法人に定期保険が積極的に提案されるようになった。

自動車保険や火災保険など損害保険の法人契約では、全額損金が当然とされている。損害や賠償責任が発生した場合に備える契約であり、会社を維持・管理する必要経費として販売・

一般管理費に仕訳されている。生命保険の法人契約では、被保険者を中小企業経営者にするのが一般的だ。「エースで、4番で、監督」とも称されるトップセールスマンが死亡した場合などの損失を保障するために契約する。損害保険と同じように会社を維持・管理するために必要な契約として、損金処理は容認されるという考え方に基づいている。

この場合の契約は、当然に10年定期などの、解約返戻金が多くなかったりあってもごくわずかな契約であることが前提となっている。国税庁は「定期保険は、危険(死亡)保険料と付加保険料のみで構成された生命保

険」と定義しているからだ。

AFLAC(現アフラック生命)が、日本に進出したのは1974年であるが、翌年にはがん保険の法人契約も全額損金が認められている。

1980年、個別通達が発達が煩雑となったため、統一基準として「基本通達」を発達している。この時点で、定期保険は全額損金、福利厚生プランの養老保険は2分の1損金といった扱いが確立した。

80年代に長期平準の扱いをルール化

1980年代に入り、アリコ・ジャパン(現メットライフ生命)が「LT80」という80歳満了定

期保険を販売する。定期保険であるが、平準保険料方式を採用しているため、保険期間の前半では高額の前払保険料を徴収し、後半の保険料不足に備える仕組みである。保険期間満了まで契約を継続すれば前払保険料はすべて費消され解約返戻金は生じないが、途中で解約した場合に未使用分の前払保険料が解約返戻金として契約者に返還される。全額損金でありながら高額の解約返戻金が生じる、夢のような節税プランの誕生である。

1987年に開業したソニー・プルデンシャル生命(現ソニー生命)も開業早々、法人向けに80歳満了定期保険を積極的に販売した。